「質の高い教育をみんなに」

令和５年度
教育指導課・教育研究所　重点事業

令 和 ５ 年 ４ 月 １ 日
江戸川区教育委員会教育指導課・教育研究所

はじめに

江戸川区教育委員会教育指導課・教育研究所

本区は、「ともに生きるまちを目指す条例」の理念のもと、令和４年８月に「2100 年の江戸川区（共生社会ビジョン)」及び「2030 年の江戸川区（SDGs ビジョン)」を策定しました。江戸川区教育委員会では、上記ビジョン並びに江戸川区教育大綱の目指す「誰もが安心して自分らしく暮らせる共生社会」の実現を着実に図っていくため、「教育目標・基本方針」を掲げ、学校（園）と行政、家庭、地域が一体となって教育行政を推進しているところです。

「2030 年の江戸川区（SDGs ビジョン)」においては、「すべての人への包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する」ための目標を掲げ、学校教育における主な具体的施策がいくつか明示されています。その他、従来から重点課題として取り組んでいる、やむを得ず学校に登校できない児童・生徒への支援や GIGA スクール構想における一人一台端末を活用した授業改善、教員の働き方改革等についても、これまでの取組を検証しながら、継続的に推進していく必要があります。

本年度は、本区の新たなビジョンが策定されて初めてスタートする年度となります。また、教育指導課と教育研究所の組織改編を行ったことで、各種事業や業務の担当が変更されています。よって本重点事業については、教育指導課と教育研究所の重点事業を合わせたかたちで作成しました。

各学校（園）におかれましては、今回お示しする重点事業を受けた取組とともに、各学校（園）の教育課題の解決に向けた教育課程の編成・実施を進めていただきますようお願いします。

今後も江戸川区教育委員会教育指導課・教育研究所は、学校（園)・家庭・地域とともに、様々な取組を進めてまいります。皆様の一層の御理解と御協力をお願いします。

重点事業		概　　要	主な事業（取組）	ページ
1	**学力の向上**	学校の組織的対応による学力向上に向けた取組の充実	1　授業改善の推進 （1）一人一台端末の活用 （2）読書科の更なる充実 （3）小学校における教科担任制の実施 （4）アドバイザー人材の積極的な活用 2　学習の基盤となる基礎・基本の確実な習得 （1）放課後補習教室の実施・有効活用 （2）電子ドリルや東京ベーシック・ドリル、江戸川チャレンジ問題等の活用推進 （3）外国語教育の充実 3　家庭学習習慣の確立 （1）「江戸川っ子 study week！」の実施 （2）電子ドリルや東京ベーシック・ドリル、江戸川チャレンジ問題等の活用推進 （3）ＳＮＳ学校・家庭ルールの見直し	5-9
2	**体力の向上**	運動意欲の向上や健康の増進に向けた取組の充実	1　運動意欲や基礎体力の向上 （1）休み時間を活用した「運動遊び」の全校実施（小学校） （2）保健体育科の授業における「補助運動」の全校実施（中学校） 2　魅力ある部活動の設置・運営（中学校） （1）運動部活動の段階的な地域移行の実施・モデルエリアの指定 （2）レクリエーションや体力づくりを目的とした運動部の設置 3　食育の推進 （1）「食に関する指導の全体計画」に基づいた授業等の実施 （2）栄養教諭の活用	10-11
3	**共生社会の実現に向けた教育の推進**	個々の特性に応じた指導・支援の充実 「学校 2020 レガシー」による教育活動の継続	1　小・中のつながりを意識した特別支援教育の実施 （1）交流及び共同学習・副籍交流の充実 （2）共生社会を実現する支援シートの充実 2　エンカレッジルームの活用促進 3　「学校 2020 レガシー」の設定	12-13

重点事業		概　　要	主な事業（取組）	ページ
4	**子どもたちの健全育成**	子どもたちの健全育成に向けた取組や不登校対策・教育相談の強化	１　子どもたちの健全育成 （１）江戸川区子どもの権利条例の理解 （２）生活指導連絡協議会の実施 ２　不登校対策の充実 （１）令和４年度「やむを得ず学校に登校できない児童・生徒を対象としたアンケート」の活用 （２）「出席の取扱いに関するガイドライン」による多様な居場所づくり ３　教育相談の強化 （１）スクールソーシャルワーカーの巡回派遣 （２）「hyper-QU」の活用 （３）教育相談における一人一台端末の活用	14-16
5	**地域に広く開かれた学校（園）の実現**	教育活動の積極的な発信と改善・充実	１　自校（園）の取組の積極的な発信 （１）学校（園）ホームページ等の充実 （２）学校（園）公開の実施 ２　学校（園）関係者評価の充実 （１）全校（園）統一した重点項目による評価の実施、分析、公表 （２）教育活動の改善・充実に向けたＰＤＣＡサイクルの強化	17-18

ＳＤＧｓ（Sustainable Development Goals）

江戸川区は、ＳＤＧｓ（持続可能な開発目標）を推進すべく、様々な取組みを推進しています。
下記の 17 のゴール（目標）の達成に向けて各学校（園）においても、できることから積極的に取組みの推進をお願いします。
地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind)」を目指していきましょう。

1	2	3	4	5	6
貧困をなくそう	飢餓をゼロに	すべての人に健康と福祉を	質の高い教育をみんなに	ジェンダー平等を実現しよう	安全な水とトイレを世界中に
7	8	9	10	11	12
	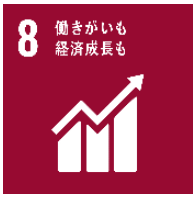				
ｴﾈﾙｷﾞｰをみんなにそしてｸﾘｰﾝに	働きがいも経済成長も	産業と技術革新の基盤をつくろう	人や国の不平等をなくそう	住み続けられるまちづくりを	つくる責任つかう責任
13	14	15	16	17	
気候変動に具体的な対策を	海の豊かさを守ろう	陸の豊かさも守ろう	平和と公正をすべての人に	パートナーシップで目標を達成しよう	

重点事業１

学力の向上

「江戸川区立学校における学力向上に向けた取組の指針について～誰一人取り残さないための学力向上に向けたアクションプラン～」（令和５年３月）にて策定した「江戸川区全体の目標」

「全国学力・学習状況調査」の東京都と江戸川区のＣ・Ｄ層の差を
令和８年度までに解消！！

令和３年度　全国学力・学習状況調査結果報告より

小学校国語	Ａ層	Ｂ層	Ｃ層	Ｄ層		小学校算数	Ａ層	Ｂ層	Ｃ層	Ｄ層
江戸川区	23.6	25.3	27.8	23.4		江戸川区	19.6	23.3	27.5	29.5
東京都	31.3	24.7	25.6	18.2		東京都	26.3	24.4	25.7	23.6
都比-7.4						都比-7.7				
中学校国語	Ａ層	Ｂ層	Ｃ層	Ｄ層		中学校数学	Ａ層	Ｂ層	Ｃ層	Ｄ層
江戸川区	34.1	15.0	24.3	26.3		江戸川区	28.9	20.9	24.9	25.4
東京都	39.8	14.2	22.8	23.3		東京都	35.5	20.6	22.6	21.3
都比-4.5						都比-6.4				

令和４年度　全国学力・学習状況調査結果報告より

小学校国語	Ａ層	Ｂ層	Ｃ層	Ｄ層		小学校算数	Ａ層	Ｂ層	Ｃ層	Ｄ層
江戸川区	30.4	23.3	16.3	29.9		江戸川区	20.5	22.2	32.9	24.5
東京都	35.7	23.8	16.3	24.2		東京都	26.6	23.4	30.4	19.7
都比-5.7						都比-7.3				
中学校国語	Ａ層	Ｂ層	Ｃ層	Ｄ層		中学校数学	Ａ層	Ｂ層	Ｃ層	Ｄ層
江戸川区	30.8	30.2	17.7	21.2		江戸川区	19.6	28.7	25.3	26.4
東京都	33.0	29.3	18.5	19.3		東京都	25.1	28.5	24.3	22.4
都比-1.1						都比-5.0				

【主な事業（取組）】

「江戸川区立学校における学力向上に向けた取組の指針について」（令和５年３月）における３つの柱を具体化するための「誰一人取り残さないための学力向上に向けたアクションプラン」を各学校で作成し、実施する。

【誰一人取り残さないための学力向上に向けたアクションプラン（例）】

案　誰一人取り残さないための学力向上アクションプラン　　年　月　日現在　江戸川区立●●小・中学校

令和　年度までの目標	国語		算数・数学	
	当校ＡＢ層の割合	00.0%	当校ＡＢ層の割合	00.0%

目標達成に向けた取組			
３つの観点	教員の指導力向上	基礎学力の保障	学習習慣の確立
学校全体の取組			
特に支援が必要な児童・生徒への手立て			
成果指標			

1　授業改善の推進

（1）一人一台端末の活用

①　一人一台端末を積極的に活用した個別最適な学びの実現

教科書の拡大 動画や音楽	オーダーメイドの教材 学習履歴の蓄積	教室を離れた学習 遠隔地や海外との交流授業	オンライン学習 やむを得ず登校できない児童等の学びの保障

②　授業支援アプリを活用した授業改善

（2）読書科の更なる充実

読書における見方・考え方を働かせ、読書を通じた探究的な学習を通して、生涯にわたって主体的に学び続けていくための資質・能力を育成するとともに、読書科で培った力を各教科等で生かすことができるよう授業改善を行う。

【読書科の年間授業時数】

	小学校の各学年	中学校の各学年
朝読書等	２３（1050 分程度）	２１（1050 分程度）
１単位時間で行う時間	１２	１４
合計	３５	３５

【総合的な学習の時間、読書科の年間授業時数】（令和元年度～）

区　分	総合的な学習の時間	読書科
小学校第１学年		３５（余剰時数活用）
第２学年		３５（余剰時数活用）
第３学年	３５	３５
第４学年	３５	３５
第５学年	３５	３５
第６学年	３５	３５
中学校第１学年	１５	３５
第２学年	３５	３５
第３学年	３５	３５

小学校第３学年～中学校第３学年において、総合的な学習の時間の時数のうち、年間 35 時間を読書科に充てている。

①　「江戸川っ子　読書科コンクール」の全校実施

読書科の探究的な学習の成果としての優秀な作品を表彰することで、児童・生徒の生涯にわたって学び続ける資質・能力の育成を促進する。

【部門・対象】

・　小学生の部　第５学年・第６学年　（各校１点）

・　中学生の部　第１学年から第３学年（各校１点）

②　区立図書館との連携強化

学校図書館と区立図書館との連携の在り方について研究し、児童・生徒・教員の学校図書館活用をより一層活性化させる。

・　区立図書館の職員が各地域の学校図書館を巡回し、教員と連携しながら環境整備や授業支援を行う。

・　区立図書館のサテライト校を新たに５校指定する。（計 10 校）

令和４年度…第二葛西小・北小岩小・南葛西小・船堀小・上一色南小

令和５年度…平井小・第五葛西小・春江小・南小岩小・松江第五中

・　学校図書館に蔵書管理システム（バーコード化）を順次導入する。

③　研修の充実

図書館資料を活用した探究的な学習の指導方法や実践例等について、受講者のニーズに合った研修を実施する。

④　取組や評価の積極的な公表　「教育課程特例校制度実施要項」（令和３年７月 30 日改正）より

本区は全小・中学校が文部科学省「教育課程特例校」の指定を受けており、読書科の実施状況について公表することが義務付けられている。

・　読書科の取組目標や成果が記載された「学校（園）関係者評価報告書（最終評価）」を確実に掲載する。

・　各学校のホームページに「読書科」という分類・タブを設けて、取組を積極的に公表する。（随時更新）

※　掲載する内容や資料、掲載の時期や回数等については、各校の実態に応じて判断、決定

（３）小学校における教科担任制の実施

①　ねらい

・　教員の指導力向上・児童の学力向上

・　複数教員の関与による児童の多面的な理解の向上

・　「中１ギャップ」の解消

・　授業準備の効率化による働き方改革の推進

②　内容

・　学校規模に応じた複数教科における教科担任制を全小学校で実施する。

・　教科担任制の実施主旨を踏まえ、国語科、社会科、理科を積極的に実施する。

＜国の動き＞
　2019 年４月に文部科学省が諮問し、2022 年度から段階的に実施を要請
＜東京都の動き＞
　2021 年から中学校教員の小学校への配置モデル事業をスタート
＜江戸川区の動き＞
　2019 年から小松川小、中小岩小、第四葛西小、西小松川小を教育課題実践推進校に指定し、加配なしでの教科担任制の研究を実施

（４）アドバイザー人材の積極的な活用
①　学校（園）訪問
　教育指導課・教育研究所所属の教育アドバイザー、授業の達人が学校（園）を訪問し、授業改善等の指導・助言をする。
②　区教委主催研修
　指導教諭や授業の達人、ミドルリーダー研修参加者に研修講師を依頼する。
（対象研修：初任者研修・２年次研修・３年次研修・中堅教諭等資質向上研修）

２　学習の基盤となる基礎・基本の確実な習得

（１）放課後補習教室の実施・有効活用
　学習に困難をきたしている児童・生徒に対して、継続的な補習教室を行い、きめ細やかな学習支援を推進していく。
・　外部講師による補習教室を毎日開催（年間 150 回程度）
・　小学校：算数　　中学校：数学・英語
・　講師派遣人数は、学校規模・児童生徒の状況に応じて決定
・　講師１人につき対象児童・生徒は５～６名
・　学年設定、参加対象者、使用教室等は、各学校の実態に応じて設定
・　補習対象者の選定及び到達度の確認テストの提供

（２）電子ドリルや東京ベーシック・ドリル、江戸川チャレンジ問題等の活用推進
　ドリルを効果的に活用し、児童・生徒の学習状況を把握するとともに指導の改善を図る。

（３）外国語教育の充実
　外国語指導助手（ＡＬＴ）をより効果的に活用する。

（例）
・　一日英会話日「ENGLISH DAY」や英会話週間「ENGLISH WEEK」の設定
・　インターナショナルスクールとの連携強化

３　家庭学習習慣の確立

（１）「江戸川っ子 study week！」の実施
　一人一台端末を活用した電子ドリルを積極的に活用し、学力向上の機運を高める。
・　各学期に１週間（７日間）設定
・　家庭や学校における電子ドリルの積極的な活用
（例）家庭学習・朝学習・放課後学習などでの活用
・　各学校で目標を設定（活用率など）

（２）電子ドリルや東京ベーシック・ドリル、江戸川チャレンジ問題等の活用推進
ドリルを効果的に活用し、児童・生徒の学習状況を把握するとともに指導の改善を図る。

（３）ＳＮＳ学校・家庭ルールの見直し
児童・生徒とその保護者が、携帯電話やゲーム機等によるネット利用について、「ＳＮＳ学校ルール」「ＳＮＳ家庭ルール」を再確認するとともに、区で配布しているタブレット端末の利用について江戸川区教育委員会が作成した「えどタブルール」を周知し、学校と家庭とが双方向に協働した健全育成の取組を進める。

① 各学校で既に作成している「ＳＮＳ学校ルール」や江戸川区教育委員会が作成した「えどタブルール」を集会や学級活動等で取り上げて、内容を確認する。
② 「ＳＮＳ学校ルール」や「えどタブルール」を学校便りやホームページ等で紹介し、家庭に啓発する。
③ 各家庭で既に作成している「ＳＮＳ家庭ルール」を持ち寄り、学級活動等で共有する。
④ 各学校で『「ＳＮＳ家庭ルール」強化週間』を設定し、学校と家庭が連携して取組を進める。
⑤ 「ＳＮＳ家庭ルール」の良い例を学校便りやホームページ等で紹介する。

重点事業２
体力の向上

【主な事業（取組）】

１　運動意欲や基礎体力の向上

（１）休み時間を活用した「運動遊び」の全校実施（小学校）

- 運動遊びを意図的、計画的に行うことで、運動意欲を向上させることが目的
- 各学年週１回以上、業間休みの内 10 分間程度

【運動遊び年間指導計画（例）】

○○小学校　　○○委員会

全校運動遊び○○タイム　実施計画

1　ねらい（例）	全校で運動遊びに取り組む時間を意図的・計画的に設定すること　で日常的に運動に親しむ機会を増やし、子どもたちの体力向上を目指す。
2　実施日時	毎週○曜日、○曜日　10時20分～10時35分（中休み） もしくは、 1年生○曜日、2年生○曜日、3年生○曜日、 4年生、○曜日5年生　○曜日、6年生○曜日 10時20分～10時35分（中休み）
3　取組方法（例）	・時間になったら全員が決められた場所で運動遊びに取り組む ・全校で遊びに取り組む場合は、委員会活動等も行わない ・原則として教員（専科教員も含む）も遊びに加わる

各校でねらいを設定する。

○学校もしくは、学年、学級にて週1～2回設定を原則とする。
※ただし、学校行事等の際は、上記と異なるものとする。
※中休み以外でも可とする。
○学校単位で各学年や学級で曜日を割り振ることは可。

取組方法は、取組の際に必要事項、約束事を記入する。

4　年間計画（例）

4月	5月	6月	7月	9月	10月
○○タイム	○○タイム	○○タイム	○○タイム 長縄週間	○○タイム	○○タイム
11月	12月	1月	2月	3月	
マラソン月間	○○タイム	短縄月間	○○タイム	○○タイム	

体育的活動の活動も含む
短縄跳び月間、週間、
長縄跳び週間、月間、
マラソン週間、月間　　等

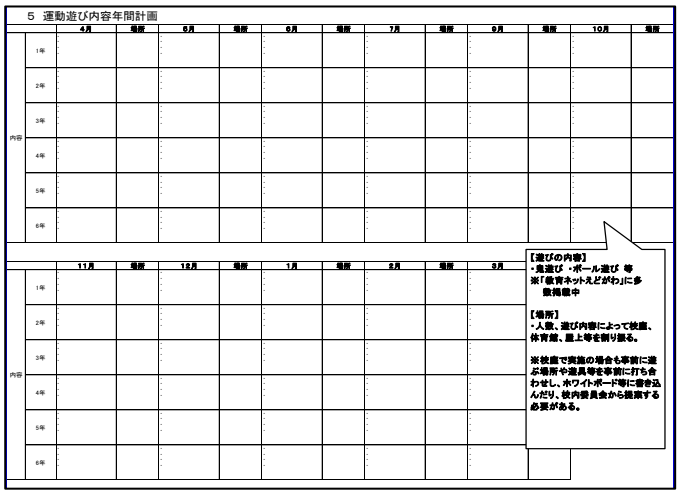

5　運動遊び内容年間計画

【遊びの内容】
・鬼遊び・ボール遊び　等
※「教育ネットえどがわ」に多数掲載中

【場所】
・人数、遊び内容によって校庭、体育館、屋上等を割り振る。

※校庭で実施の場合も事前に遊ぶ場所や遊具等を事前に打ち合わせし、ホワイトボード等に書き込んだり、校内委員会から提案する必要がある。

（２）保健体育科の授業における「補助運動」の全校実施（中学校）

- 保健体育科の各単元における技や技術と関連させた補助運動や部分練習等を意図的、計画的に行うことで、主となる運動をより充実させることが目的
- 全ての保健体育科（実技）の授業開始時の５分間程度

※　参照：「運動特性に応じた補助運動ＤＶＤ」（体力向上委員会　平成 29 年 11 月）

【補助運動年間指導計画（例）】

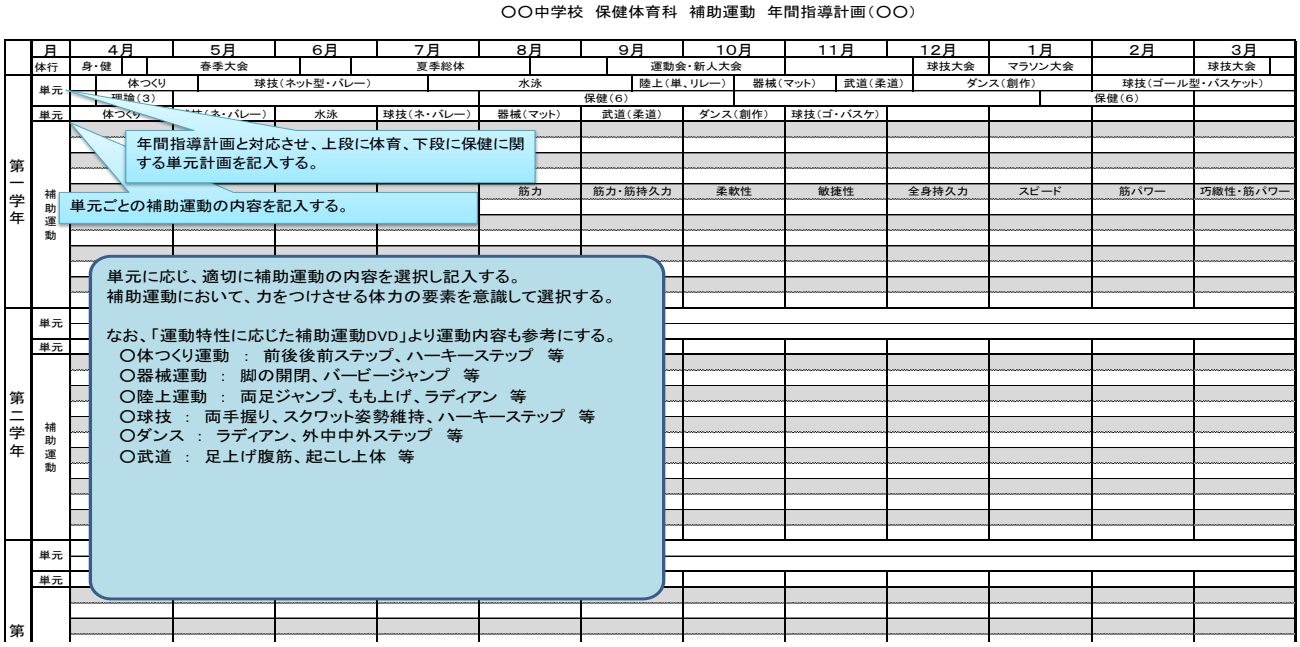

○○中学校　保健体育科　補助運動　年間指導計画（○○）

	月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	体行	身・健	春季大会		夏季総体		運動会・新人大会			球技大会	マラソン大会		球技大会
第一学年	単元	体つくり	球技（ネット型・バレー）			水泳	陸上（単、リレー）	器械（マット）	武道（柔道）	ダンス（創作）		球技（ゴール型・バスケット）	
		理論（3）				保健（6）						保健（6）	
	単元	体つくり	球技（ネ・バレー）	水泳	球技（ネ・バレー）	器械（マット）	武道（柔道）	ダンス（創作）	球技（ゴ・バスケ）				
	補助運動					筋力	筋力・筋持久力	柔軟性	敏捷性	全身持久力	スピード	筋パワー	巧緻性・筋パワー
第二学年	単元												
	単元												
	補助運動												
第	単元												
	単元												

年間指導計画と対応させ、上段に体育、下段に保健に関する単元計画を記入する。

単元ごとの補助運動の内容を記入する。

単元に応じ、適切に補助運動の内容を選択し記入する。
補助運動において、力をつけさせる体力の要素を意識して選択する。

なお、「運動特性に応じた補助運動DVD」より運動内容も参考にする。
○体つくり運動　：　前後後前ステップ、ハーキーステップ　等
○器械運動　：　脚の開閉、バービージャンプ　等
○陸上運動　：　両足ジャンプ、もも上げ、ラディアン　等
○球技　：　両手握り、スクワット姿勢維持、ハーキーステップ　等
○ダンス　：　ラディアン、外中中外ステップ　等
○武道　：　足上げ腹筋、起こし上体　等

２　魅力ある部活動の設置・運営（中学校）

（１）運動部活動の段階的な地域移行の実施・モデルエリアの指定
中学校３校を指定し、近隣校を含めたエリアで合同部活動の設置等を検討する。
指定予定エリア：松江一中エリア・鹿本中エリア・小岩二中エリア

（２）レクリエーションや体力づくりを目的とした運動部の設置
より多くの生徒が運動に親しめるようにするためにレクリエーションや体力づくりを目的とした運動部の設置を進め、地域人材を活用していく。

３　食育の推進

（１）「食に関する指導の全体計画」に基づいた授業等の実施
年間指導計画を含む全体計画をもとに、学校全体で計画的な食育を推進する。

【年間指導計画（例）】

令和５年度　食に関する指導の全体計画②（年間指導計画）						
教科等		4月	5月	6月	7月	8～9月
学校行事等		入学式		運動会		
推進	進行管理					
体制	計画策定	計画策定				
各教科	社会	いろいろな国の国名と位置 地① ヨーロッパ人の大航海 歴② グローバル化 公③	人類の誕生と広がり 歴① 鉄砲とキリスト教の伝来歴② 日本の気候 地②	世界各地の衣食住とその変化 地① 中国文明の発生と発展 歴① 経済の発展と都市の繁栄歴② 都市の発展と大衆文化 歴③	稲作とクニの始まり 歴① 日本の農業・林業、漁業とその変化 地② 伝統文化と新たな文化の創造 公③	世界の諸地域　アジア州地① 日本の諸地域　九州地方地②
	理科	植物の分類① 物質の成り立ち② 生物の成長と生殖③			植物の分類①遺伝の規則性と遺伝子③	動物のからだのつくりとはたらき②
道徳	技術・家庭	食事の役割と食習慣① 生物育成　技②	中学生に必要な栄養を満たす食事①生物育成 技②	生物育成 技②	生物育成 技②	献立づくり①②③

学校給食食育キャラクター
ペロンちゃん

（２）栄養教諭の活用
各校の食育リーダーへの支援として、栄養教諭を活用した研修を実施する。
（計画的な食育の推進方法・教材の作成方法・授業等における指導方法などについての助言）

重点事業３
共生社会の実現に向けた教育の推進

「ともに生きるまちを目指す条例」（令和３年６月）

前文一部抜粋
ともに生きる。私たちは、一人ひとりを尊重し、誰もが安心して暮らせるまちを目指します。人とともに生きる。
**　このまちには、ゼロ歳から百歳以上の人まで様々な年齢の人たちが暮らしています。その中には、障害のある人や外国籍の人などもいます。一人ひとりの「ちがい」が尊重されることが、まちづくりの源なのだと、私たちは考えます。**

本条例を実現するために学校教育で推進する事項

☆理解啓発の促進☆

　共生社会を意識し、持続可能な社会の実現に向けて全ての児童・生徒にとって学びのある、切実感ある教育活動を展開していく。また、家庭・地域に向けた理解啓発の取組を実施し、地域全体の教育力を高める。

☆個に応じた指導・支援の充実☆

　児童・生徒一人一人の自立のため、個に応じた指導・支援が特別ではなく、当たり前のように行われることを目指す。

①　通常の学級においては、様々な特性を有した児童・生徒が共に学べる環境を整えていく。
②　通級指導学級や特別支援教室においては、自立活動の指導内容が在籍学級に反映できるよう連携を図っていく。
③　特別支援学級においては、より一層、児童・生徒一人一人に応じた学習指導の工夫をしていく。
④　不登校の状態、日本語未習得、医療的ケア等、配慮を要する児童・生徒への支援を、家庭や関係諸機関と連携しながら行っていく。

【主な事業（取組）】

１　小・中のつながりを意識した特別支援教育の実施

（１）交流及び共同学習・副籍交流の充実

　特別支援学校との副籍交流における直接交流及び間接交流の実施、特別支援学級（知的固定学級）との交流及び共同学習の実施により、特別支援学校・学級の児童・生徒にも通常の学級の児童・生徒にも、「それぞれのねらいと学び」がある学習の充実を図る。

・　小中連携における交流及び共同学習の円滑な引継ぎ
・　教育課題実践推進校を中心とした副籍交流、交流及び共同学習の推進

（２）共生社会を実現する支援シートの充実

　障害の状態、不登校の状態、日本語未習得、医療的ケア等、配慮を要する児童・生徒の自立に向けての支援を、家庭や関係諸機関と連携しながら推進していく。

・　児童・生徒の実態に即した指導、ねらいを明確にした指導の実施
・　共生社会の実現に向けた様々な状態の児童・生徒を支援するシートの開発
・　通常の学級や特別支援教室、通級指導学級は、連携型個別指導計画の内容の改善
・　特別支援学級は、年間指導計画の内容の改善

２　エンカレッジルームの活用促進

「エンカレッジルーム運営マニュアル」（平成 29 年３月）に基づく取組

特別支援教室、でん、教育相談、不登校生徒の居場所等の多機能な役割をもつ部屋（エンカレッジルーム）の活用促進を図る。

個別指導・学習の場

フリースペース

３　「学校 2020 レガシー」の設定

「学校 2020 レガシー」の成果等を検証し、引き続き教育活動を展開する。

・　各学校（園）が展開してきた「オリンピック・パラリンピック教育レガシー創造プラン」の取組、もしくはこれを契機に新たに取組を始めた活動の中から、学校（園）の特色としてこれからも継続させる活動を、各学校（園）一つ以上設定

※　これまでの「オリンピック・パラリンピック教育推進費」などのような、本事業を推進するための予算はないため、これまでのオリンピック・パラリンピック教育の内容を踏まえ、教育活動を継続

【学校 2020 レガシー（例）（東京都教育委員会）】

	今までの取組	「学校 2020 レガシー」としての取組
ボランティアマインド	高齢者施設を訪問し、合唱や演奏の披露	高齢者施設等へのビデオレターやメッセージを送り、様々な人々と交流活動を実施
障害者理解	代表学年と特別支援学校の児童・生徒との交流活動を実施	パラスポーツや手紙を通して、近隣の特別支援学校、小・中学校の児童・生徒と定期的に交流活動を実施
豊かな国際感覚	世界の多様な国々について、「文化」「歴史」「特徴的な国技・スポーツ」「言語」などの調べ学習を展開	在外大使館や海外姉妹校等とビデオレターを通した交流活動を実施

重点事業４
子どもたちの健全育成

令和３年度における本区の暴力行為、いじめ認知件数、不登校の状況について（概要）

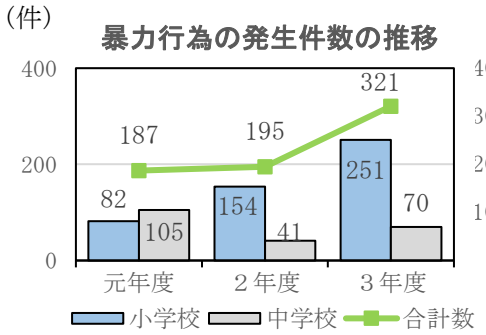

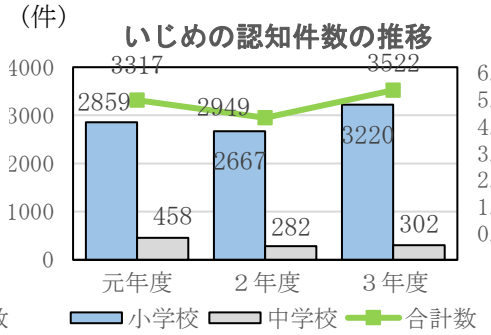

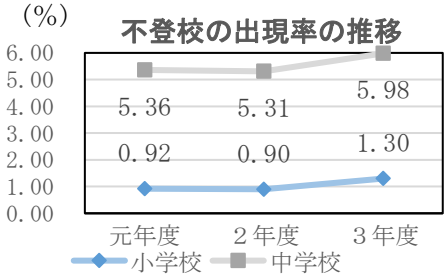

「暴力行為」については、生活指導連絡協議会を中心に対応検討を行い、関係機関等と連携し、早期解決を図れるようにしていきます。

「いじめの認知件数」については、早期発見・早期対応を目的とした積極的ないじめの認知をお願いします。また、いじめの認知件数が０である学校においては、児童・生徒や保護者向けに公表し、検証を仰ぐことで、認知漏れがないかを確認するようにしてください。いじめは、その行為を受けた子どもが「いじめられた」と感じたものは、いじめであると認知するようになっています。現在、子どもたちが友だちから嫌なことをされた、思いを受けたと感じた時点で認知することで早期解決を図っています。

「不登校」は問題行動ではなく、子どもたちの状態を示しているだけであり、問題なのは、不登校の状態にある子どもたちが「どこともつながっていないこと」「支援の手が入っていないこと」です。各学校では、子どもたちにとって「何が」「どこが」支援の場となっているのかを理解し、認めてあげることが重要となります。

【主な事業（取組）】

１　子どもたちの健全育成

（１）江戸川区子どもの権利条例の理解

子どもが生まれながらにして持っている大切な権利を江戸川区全体で守っていく。

（２）生活指導連絡協議会の実施

暴力行為・非行傾向等のある児童・生徒へ迅速かつ適切な支援・指導を行うため、学校・警察・児童相談所・教育委員会の連携をさらに強化し、江戸川区全体の生活指導力の向上を目指す。

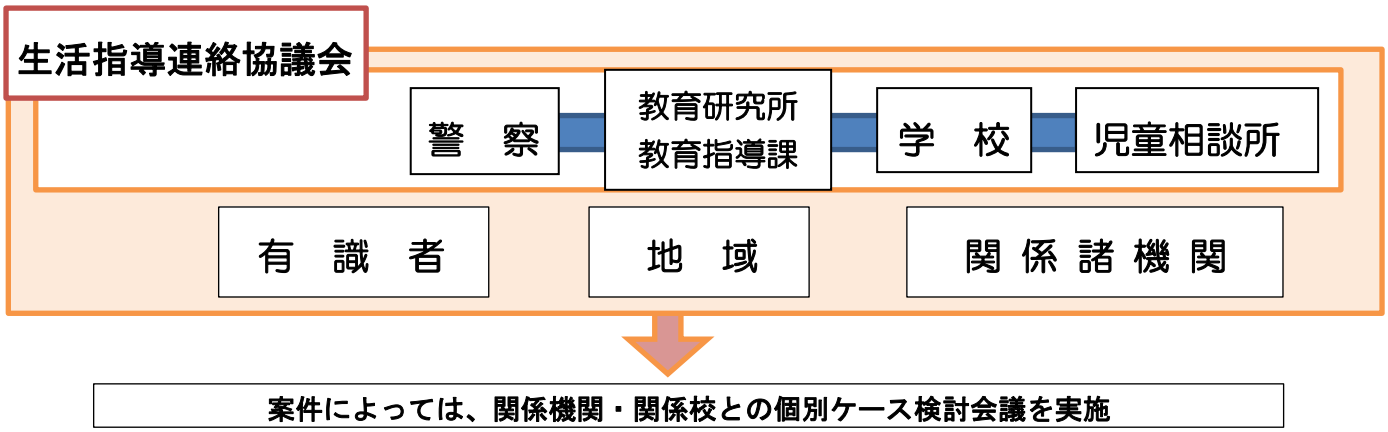

２　不登校対策の充実

（１）令和４年度「やむを得ず学校に登校できない児童・生徒を対象としたアンケート」の活用

アンケート結果をもとに、各学校において当該児童・生徒一人一人の教育的支援ニーズを正しく把握し、適切な支援を進められるようにするとともに、学校全体の組織体制や組織対応についての見直しを行う。

（２）「出席の取扱いに関するガイドライン」による多様な居場所づくり

学校外の公的機関や民間施設、自宅（IT 等を活用）における学習活動を校長が確認し、学習内容が学習指導要領（下学年対応含む）に準じており、自校の教育課程の一部であると認められた場合は、積極的に出席扱いとしていく。

※　「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」並びに文部科学省通知等により、不登校児童・生徒に対する教育機会を確保するとともに、学校外での学習活動が認められた場合は積極的に出席扱いとするよう努めることとなっている。

３　教育相談の強化

（１）スクールソーシャルワーカーの巡回派遣

学校（園）だけでは解決困難な、学校（園）・家庭が抱える健全育成上の諸問題に関する事案解決に向けて、スクールソーシャルワーカーの派遣方法の充実を図る。

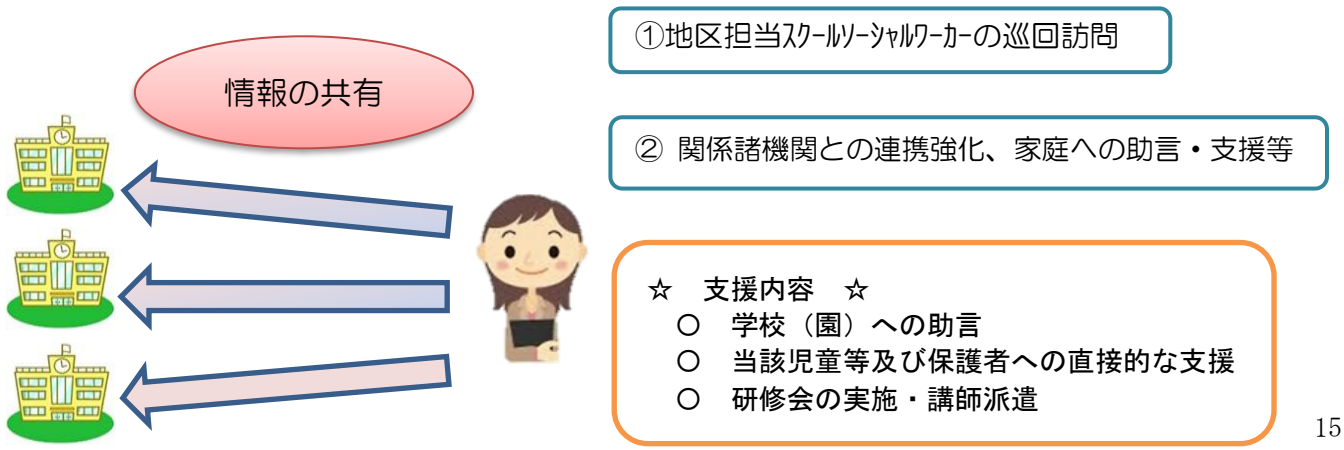

※　中学校を拠点として近隣小学校（園）を巡回するスクールソーシャルワーカーの配置の在り方について研究する。モデル校を設置し、成果と課題を整理しながら拠点校を増やしていく。

（２）「hyper-QU」の活用

対人関係を築くために必要なソーシャルスキル尺度で構成された「hyper-QU」を実施し、結果に基づく診断コメントなどを参考に、児童・生徒一人一人に適切な対応を図る。

（３）教育相談における一人一台端末の活用

一人一台端末を活用し、やむを得ず登校できない児童・生徒等への教育相談の機会を充実させる。

重点事業５
地域に広く開かれた学校（園）の実現

【主な事業（取組）】

１　自校（園）の取組の積極的な発信

（１）学校（園）ホームページ等の充実

自校（園）の教育活動について、ホームページを活用して公開することで、広く開かれた学校（園）の実現の一助とする。

【掲載内容】

- 教育課程関連資料
- 校則
- 「読書科」の取組に関するもの
- 緊急時対応マニュアル
  ＜地震対応・火災対応・不審者対応・事故対応・熱中症対応・食物アレルギー対応＞
- 学校いじめ防止基本方針
- 「全国学力・学習状況調査結果」
- 「学校（園）関係者評価報告書」
- 「学校だより」「学年だより」
- （中学校のみ）令和５年度「学校の部活動方針」
- （中学校のみ）令和５年度「各部の活動方針及び年間の活動計画」　等

（２）学校（園）公開の実施

公開を原則とする土曜授業を年間４回以上設定する。
（振替休業日を設けない。各月の上限を２回とする。）

２　学校（園）関係者評価の充実

（１）全校（園）統一した重点項目による評価の実施、分析、公表

本区の施策の確実な実現を図るために、本区の施策に基づく全校（園）統一した重点項目を設け、学校（園）評価の効率化、適正化を図る。

①　評価項目を整理し、学校（園）評価の効率化、適正化を図る。
②　本区の施策の実現に向けて、全ての学校（園）が同じ視点で、自校（園）の評価を行う。

【学校関係者評価報告書（学校経営計画・学校関係者評価シート）（例）】

教育委員会重点課題	取組項目	評価の視点	具体的な取組	数値目標	自己評価 取組	自己評価 成果	自己評価 成果と課題	学校関係者評価 評価	学校関係者評価 コメント	次年度に向けた改善策
記入例	教員の授業力向上	知識・技能を身に付けさせ、思考・判断・活用する力を向上させる授業の充実	授業観察・・・年4回 研究授業・・・年7回	国学力調査・・都平均＋5ポ 校内独自検定・・全員合	A	C	○授業研修は年間10回を達成 ●学力調査は都平均値	B	校内独自検定の取組は良いが、達成割合が低い	校内独自検定に向けての補習の実施
特色ある教育の展開	小中連携教育	「小中連携教育構想」及び「各教科等の連携教育プ								
教員の資質向上	教員研修の充実	ICTアシスタントによる校内研修の実施によるICTを活用した教員の授業力の向上								
	特別支援教育の推進	特別支援こによる教員の指導力の向上								
いきいきと学ぶ教育の充	確かな学力の向上	「確かな学力向上推進プラン」の活用によるきめ細やかな指導の充実と授業力の向上								
	読書科の更なる充実	学校図書館の整備・活用の推進や探究的な学習の充実								
	体力の向上	体育の授業や休み時間における主体的な運動の実施による運動意欲の向上								
	オリパラ教育の推進	「オリンピック・パラリンピックレガシー創造プラン」の3								

既に記載のものについては、全校での本区の施策の実現に向けて、重点事業に関わる共通項目であり、全ての学校が評価を行うこと。空白部については、学校独自で項目を付け加えてもよい。

具体的な取組は、成果達成するための手段や教職員の活動など。

数値目標は、主として児童・生徒の目指す目標。
内容については、具体的な取組から見えてくるものとする。

○は成果　●は課題
とし、教職員が共通理解を図れるようにすること。

自己評価を踏まえて、学校関係者が評価、コメントを加えること。

自己評価、学校関係者評価を必ず分析し、改善策を示すこと。課題や改善策については全教職員で共有すること。

【評価基準例】
A基準：9割以上達成
B基準：7割～9割未満達成
C基準：5割～7割未満達成
D基準：5割未満の達成
予め設定した基準で評価すること。

※　「教育課程特例校制度実施要項の改正等について（通知）」（平成 30 年９月 12 日付け 30　文科初第 811 号文部科学省初等中等教育局長）に基づく取組として、読書科に関しても学校関係者による評価を行う。

（２）教育活動の改善・充実に向けたＰＤＣＡサイクルの強化
年間３回（目標、中間評価、最終評価）、学校（園）ホームページに公表する。

【学校（園）評価のスケジュール】

月	学校（園）	学校（園）関係者評価委員会	児童等・保護者対象の活動
4 5	**重点目標、評価項目・取組、指標等を設定** **目標の公表** ・報告書をＨＰにて公表 ・教育委員会へ報告書の提出	**学校関係者評価委員会①** ・重点目標、目標達成に向けた評価項目、取組、指標等の説明及び意見交換	**重点目標、取組、指標等の周知**
6 7 8 9	**学校公開（普段の授業の参観等）の実施** **中間評価の実施** **中間評価の公表** ・報告書をＨＰにて公表 ・教育委員会へ報告書の提出	**学校関係者評価委員会②** ・中間評価について意見交換 ・年度末に向けての改善策検討	**中間評価の周知**
10 11 12 1 2	**学校公開（普段の授業の参観等）を実施** **自己評価の実施** ・報告書の作成	**学校関係者評価委員会③** ・自己評価についての報告 ・自己評価が適正か評価 ・改善策について意見交換	**外部アンケート等の実施** ・結果をＨＰにて公表
3	**最終評価の公表** ・報告書をＨＰにて公表 ・教育委員会へ報告書の提出		

EDOGAWA board of education